

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 3 月 8 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600232 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600106 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 46 年 2 月 1 日、喪失年月日を同年 8 月 1 日に訂正し、同年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 46 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 46 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 39 年 1 月 8 日に入社し、昭和 46 年 7 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたが、同社 B 支社の D 事業所に転勤し、勤務していた請求期間の年金記録がない。所持する請求期間に係る給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する給与明細書、雇用保険の加入記録及び C 社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務 (昭和 46 年 2 月 1 日に A 社から同社 B 支社に異動) し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A 社 D 事業所をはじめ、同社 B 支社に所属する 11 事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、請求者を除く事業所の管理者及び補助管理者は、同社 B 支社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、請求者の請求期間における被保険者記録についても、同社 B 支社の記録とすることが妥当である。

また、請求者の昭和 46 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、日本年金機構 E 事務センターからの回答及び上記給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる被保険者資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額 (7 万 6,000 円) と同額の標準報

酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められることから、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和46年2月1日から同年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主が資格取得年月日を同年2月1日とし、資格喪失年月日を同年8月1日として届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。